

発行 長野県教職員組合 長野市旭町 1098		号 外 No.2018-62 2018年9月13日	10月1日～10月12日は 県教組労働安全衛生旬間 職場討議資料 管理職の皆さんにもお配りください
------------------------------	---	---------------------------------	--

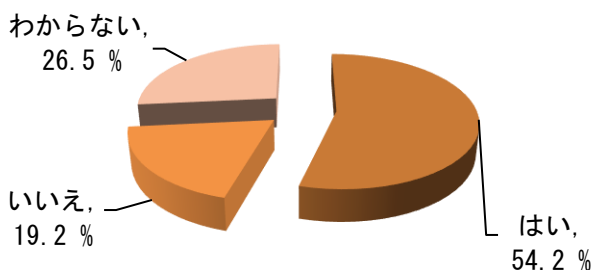
「安全衛生委員会」を機能させ 超勤・多忙化解消につなげよう！！

10月1日～10月12日は
県教組「労働安全衛生旬間」です。

みなさんの職場は、教職員の健康が守られ、安心して働ける環境が整っていますか？

今、学校現場は長時間労働が蔓延している上に、高ストレス職場と言えます。「安全衛生委員会」の活動を活発にすることは、教職員のいのちと健康を守る大切な活動です。

この機会に、職場の安全衛生体制を見直し、超勤・多忙化解消につなげ、健康でいきいき働ける職場をみんなでつくっていきましょう。



上のグラフは、2017年度県教組職場・勤務実態調査

「昨年度中に『学校衛生委員会』は開かれましたか。」の集計結果です。

「勤務時間内に仕事や会議が終わらない」「教材研究が勤務時間内にできない」ことの常態化がストレスの大きな要因としてあげられます。教職員の仕事は多岐にわたり大きな責任を伴うことが多くあります。職場の中で相談したり支え合ったりできていない忙しさも問題です。学校衛生委員会を開催し、集団で解決をはかっていくことが大切です。衛生管理者（学校長）に責任を果たさせるとともに、職場で一人ひとりの勤務の状況や健康状態に気を配り、改善を求める声を論議に位置づけていくことが重要です。

ひとりひとりの子どもたちが大事なように、職場のひとりひとりも大切です。労働安全衛生の観点から、職場の環境を考えましょう。

「労働安全衛生旬間」のとりくみ

《 職場では・・・ 》

- ① 職場会で職場の安全衛生体制の点検をしましょう。
- ② 「安全衛生委員会」を開催し、超過勤務縮減や労働環境について話し合い、健康職場づくりをすすめましょう。
- ③ 労働安全衛生体制の整備促進のため、学校長に要請書（案文を参考）を提出し、とりくみを求めましょう。

《 単組では・・・ 》

- ① 市町村教育長あて要請書（案文を参考：支部書記局には4月に発出済）を提出していない単組は、とりくみましょう。



「安全衛生委員会」を開きましょう！

「安全衛生委員会」とは…

労働安全衛生法（労安法）・労働安全衛生規則（労安則）に基づいて設置され、教職員の安全と健康を守るためにどうすればよいかを考える委員会です。

※学校長と教育委員会は、「安全衛生委員会」から指摘された問題点について、何らかの対策を講じなければならない義務を負っています。

ポイント！

- ① 委員会は勤務時間内に行うよう、法律に定められています。毎月1回を目安に、短時間でいいので定期的に関けるよう工夫しましょう。（月歴に位置づける等）
- ② 勤務時間記録やストレスチェックの職場分析等を活用し、快適な職場環境となるよう、超過勤務の縮減等の対策を話し合ひましょう。
- ③ 委員会で話し合われたことはきちんと記録に残し、全職員に周知するとともに、改善の責任を持つ学校長や教育委員会に、改善を求めることが大切です。
- ④ 委員会の構成メンバーには、組合の代表を含めなければならないことになっています。積極的に委員会に参加しましょう。



こんな内容を 話し合ひましょう

事業者求められる、「教育職員の生命・健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務（安全配慮義務）」は、指揮監督者である校長にも求められます。

労働安全衛生活動を教育現場に根付かせ、公務災害防止対策を推進していくためには、学校の最高責任者である校長が積極的にリーダーシップを発揮することが不可欠です。

I. 勤務・労働条件などの改善のとりくみ(作業管理)

- ◇ 勤務時間の把握・超過勤務時間の是正・勤務時間の割り振りなど
- ◇ 休憩時間の確保・仕事量の負担軽減・業務の見直し
- ◇ 定時退勤日の設定・お互い声を掛け合って早めに帰れる工夫

II. 快適な職場環境を整えるとりくみ(作業環境管理)

- ◇ 男女別休憩室の設置・危険箇所のチェックと改善など

III. 心身の健康の保持増進のとりくみ(健康管理)

- ◇ メンタルヘルスに関する研修・情報の提供・長時間勤務者の健康障害防止のための医師による面接指導の活用
- ◇ 人間ドックの受診率の向上・再検査・事後措置の奨励

IV. 労働安全衛生に関する研修・情報提供(安全衛生教育)

- ◇ 産業医・健康管理医の活用（健康講話・助言）